

小川町立図書館図書郵送サービス実施要綱

（ 令和3年 4月28日
教委告示第 5号 ）

（趣旨）

第1条 この告示は、小川町立図書館管理運営規則（平成13年小川町教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第16条及び第17条に規定する図書館資料の貸出について、その機会の拡充を図るため、図書館資料を郵送して貸し出すサービス（以下「図書郵送サービス」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 図書郵送サービスの対象者は、小川町立図書館（以下「図書館」という。）の利用カードの交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小川町に居住する者
- (2) 小川町に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者
- (3) その他、特別の事情により図書館長が認めるもの

（利用申込み）

第3条 図書郵送サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、小川町立図書館図書郵送サービス利用申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、図書館長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項に規定する利用カードの提示は、申込書に利用カード番号を記入することで提示したものとみなす。

（資料の利用）

第4条 図書郵送サービスの対象となる図書館資料は、図書館が所蔵している貸出可能な資料で、別表に定める資料を除く図書館資料とする。ただし、予約が多数入っている資料は除くものとする。

（資料の貸出点数・期間）

第5条 図書郵送サービスによる貸出点数は、図書館窓口での貸出点数も含めて同時に10点以内とする。

2 図書郵送サービスによる貸出期間は、配送に要する期間も含めて3週間以内とする。

（図書郵送サービスの費用負担）

第6条 図書郵送サービスに係る費用は、利用者の負担とする。

(返却の方法)

第7条 利用者から図書館への返却は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 図書館窓口への返却
- (2) 図書館返却ポスト及び返却ボックスへの返却
- (3) 移動図書館への返却
- (4) 利用者の負担による配送での返却

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

郵送できない資料	大型絵本、CD・DVD等の視聴覚資料、その他郵送することが適当でないと図書館長が認めるもの
----------	---

別記様式（第3条関係）

小川町立図書館図書郵送サービス利用申込書

申込日 年 月 日

小川町立図書館長 宛て

申込者氏名			
利用カード番号			
電話番号			
お届け先（住所）		〒	
	本の題名	著者	出版社・出版年等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

申込・問合せ先：小川町立図書館

〒355-0328 埼玉県比企郡小川町大字大塚 99-1

TEL 0493-72-5965 FAX 0493-72-3185